**確認申請に関する確認票**

**住宅・長屋・共同住宅 又は 木造軸組構法［1階建（200～300㎡）、2階建（～300㎡）、**

**高さ16ｍ以下］の場合に記載をお願いします。**

1. **住宅・長屋・共同住宅の場合**

弊社（㈱確認検査愛知）への申請の有無

|  |  |
| --- | --- |
| 設計住宅性能評価 | □申請予定なし　　□申請予定あり（　　月　　日）  □申請済み（受付番号：　　　　　　　　　） □他機関で申請 |
| 長期使用構造等確認 | □申請予定なし　　□申請予定あり（　　月　　日）  □申請済み（受付番号：　　　　　　　　　） □他機関で申請 |

※「申請予定あり」の場合は、申請後速やかに受付番号の連絡をお願いします。

② **木造軸組構法 [1階建（200～300㎡）、2階建（～300㎡）、高さ16ｍ以下］の場合**

a) 法20条1項四号の適用区分（イ又はロのいずれかを選択)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □ | イ | ① 仕様規定［令３章2節、3節（ただし書き計算を含む）］ |
| □ | ロ | ① 仕様規定［令３章2節、3節（ただし書き計算を含む）］**＋** ② 構造計算 |

* ①、②は下表を参照してください。

b) 適用する構造規定

適用するもののみ☑をいれてください。（区分内すべてに☑をいれる必要はありません。）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 適用する構造規定 | | | 区 分 | |
| ① 仕様規定 |  | □仕様規定（ただし書き等の構造計算の適用なし） | Ⓐ-1 | 特定木造建築物に該当 |
| ただし書き等の構造計算の適用 | □基礎形状等の構造方法の適用除外（基礎の構造計算）  [平12年告1347号 第２]  □柱の小径の適用除外（柱の座屈の許容応力度計算）  [平12年告1349号]  □告示仕様表又はN値計算による金物の選定の適用除外（許容応力度計算による検討）[平12告1460号 ただし書き] | Ⓐ-2 |
| □壁等の配置の適用除外（令46条第2項の適用）[昭62告1899号]  □床組等の仕様の適用除外（床組等のただし書き計算)[令46条3項]  □四分割法の適用除外（偏心率の検討）[昭56告1100号 第4]  □壁量計算、四分割法等の適用除外（壁又は筋交いの水平力負担0.8以上、許容応力度計算、層間変形角、偏心率等の確認） [昭56告1100号 第6] | Ⓑ | 特定木造建築物に該当しない |
| ② 構造計算 | | □令82条各号及び令82条の４に定めるところによる構造計算（ルート1）  □許容応力度等計算（ルート2）  □保有水平耐力計算（ルート3） | Ⓒ |

※ 限界耐力計算を適用した場合を除く。

※ 建築物の区分は Ⓒ ＞ Ⓑ ＞ Ⓐ-2 ＞ Ⓐ-1の優先度で適用。

【参考】

①構造審査必要書類

|  |  |
| --- | --- |
| **共　通** | ・構造詳細図  ・使用構造材料一覧表  ・基礎・地盤説明書  ・その他仕様規定の適合確認に必要な図書（壁量計算、壁量等の基準に対応した表計算ツールの出力、Ｎ値計算、柱の小径、等） |
| Ⓐ-1 | ・仕様表（基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図を添付することでも可） |
| Ⓐ-2 | ・仕様表（基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図を添付することでも可）  ・ただし書き等に基づく構造計算書（一連計算プログラムを用いる場合は該当部分の抜粋） |
| Ⓑ | ・基礎伏図  ・各階床伏図  ・小屋伏図  ・二面以上の軸組図  ・ただし書き等に基づく構造計算書（一連計算プログラムを用いる場合は該当部分の抜粋） |
| Ⓒ | ・安全証明書  ・基礎伏図  ・各階床伏図  ・小屋伏図  ・二面以上の軸組図  ・構造計算書一式（屋根ふき材の検討、たわみの検討等を含む）  ・構造計算チェックリスト |

②計画の変更について

　　・規則第3条の2第1項第10号（特定木造建築物の軽微変更）が新設

　・特定木造建築物（Ⓐ-1、Ⓐ-2）に該当し、変更後も仕様規定のみで法適合を確認できる場合（法適合が明らかなものに限る）は軽微変更

（例）・耐力壁の位置・量の変更 ： 増減、通りをまたぐ移動などを含む

・耐力壁の材料の変更 ： 鉄筋筋かい ⇔ 構造用合板（大壁）

